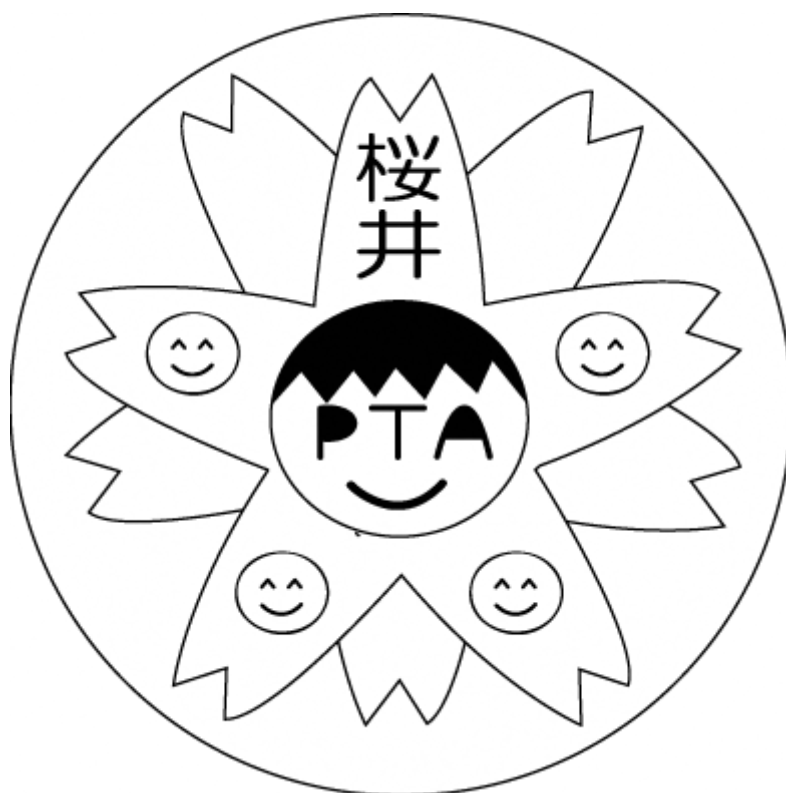


P T A 規約

(旧・会員の手引き)

※6年間保存してください※



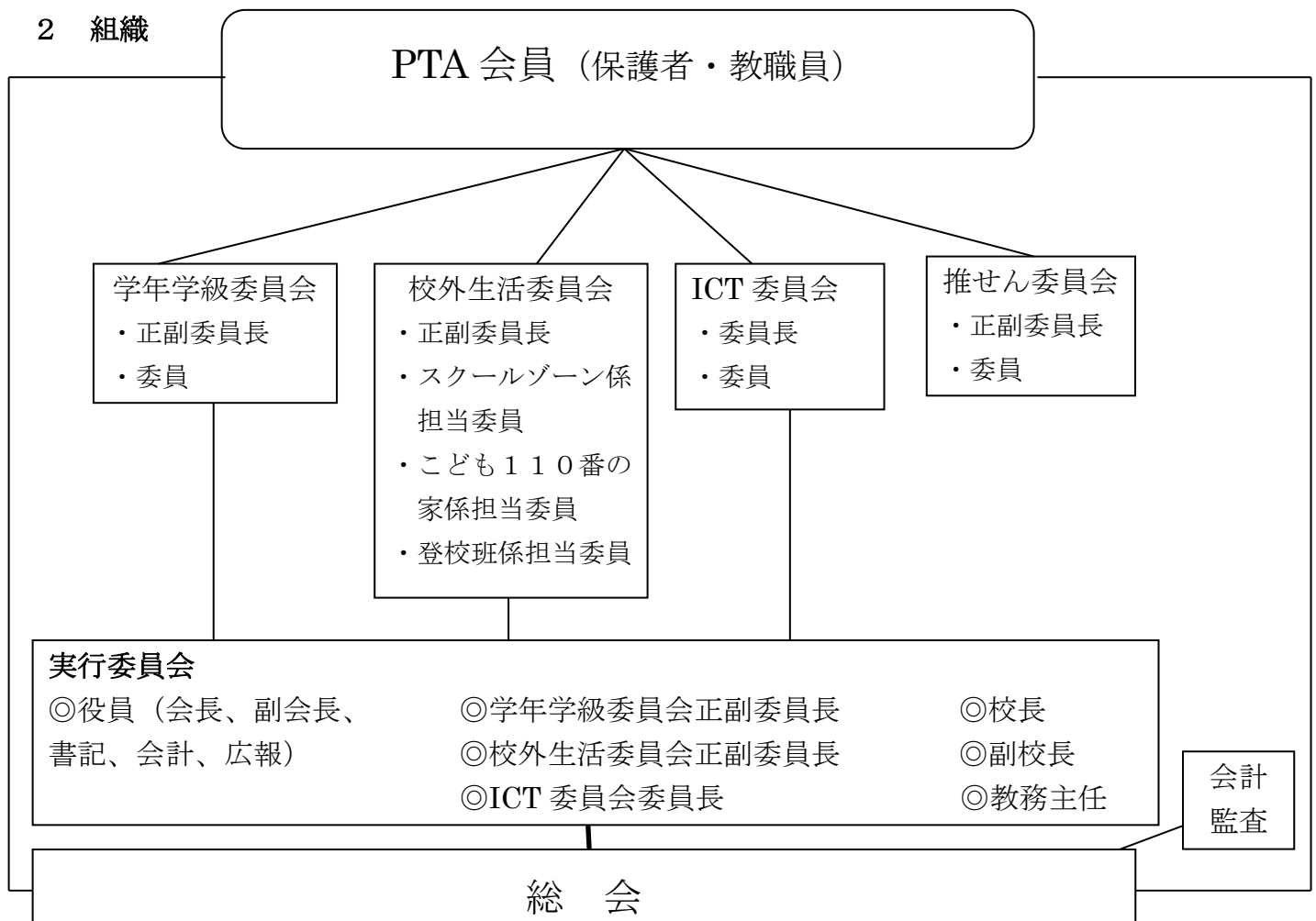
横浜市立桜井小学校 P T A

桜井小 PTA とは・・・

1 設立経緯

「子どもたちが健やかに成長してほしい」と願わない親や教職員はおりません。複雑な社会の中で、この願いを実現させるにはどうしたら良いでしょうか。まず、親と教職員が、力を合わせて話し合い、考え合うことが必要だと思います。この願いを達成するために、昭和57年11月 PTA 検討委員会が発足し、PTA についての話し合いを行いました。昭和58年4月より PTA 準備委員会のもとで「桜井小学校としての望ましい PTA の在り方」などについて学級懇談会・全大会においても熱心な話し合いが行われ、それをもとに十分な規約の検討を重ね、昭和59年4月1日「桜井小学校父母と先生の会」が発足しました。平成14年1月「こども110番の家」事務局が新たに発足、活動の場も地域へと広がり、平成14年その名称を「桜井小学校 PTA」と改称し、活動を続けています。

2 組織



総 会・・・最高議決機関。全会員で構成される。
実行委員会・・・運営・活動に関する議決及び執行機関。PTA の目的及び活
動方針達成のために置かれる。PTA 運営上の諸問題の解決
に努める合議機関。

桜井小学校 P T A は
保護者と教職員が協力して家庭と学校と
社会における子どもたちの
幸福な成長をはかることを目的とします

運営

会員の総意によって民主的に運営されます。
保護者と教職員は、会員として同等の立場です。

学年学級委員会

教職員に協力して、クラスの親睦をはかり各学年に関する活動などを行います。

校外生活委員会

スクールゾーンの安全を確保し、地域の教育環境の向上に努めます。

ICT 委員会

効率的かつスムーズな PTA 活動を行うために ICT 化を推進します。

みんなで育てよう
こころ豊かな子どもたち！

横浜市立桜井小学校 PTA 規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、横浜市立桜井小学校 PTA と称し、事務局を横浜市立桜井小学校内に置く。

第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における子どもの幸福な成長をはかることを目的とする。

第3章 活動方針

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の事項を活動の方針とする。

1. 常に子どもに目を向け、保護者と教職員が共に学びながら活動する。
2. 子ども達の教育福祉のために活動する機関と横のつながりをもち、協力する。
3. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような活動を行わない。
4. この会は、自主的な民主団体で、他から干渉はいっさい受けない。
5. 学校の人事その他の管理には干渉しない。

第4章 会員

第4条 この会の会員は、次のとおりとする。

1. 桜井小学校に在籍する子どもの保護者
2. 桜井小学校の校長及び教職員

第5章 会計

第5条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入による。

第6条 1世帯当たり年額2,640円（月額220円×12か月）とする。

第7条 この会の決算は、総会において議決された予算に基づいて行われる。記念事業積立金を年額10万円とする。

第8条 この会の会計は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員及び会計監査委員

第10条 この会の目的及び活動方針達成のため、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
書 記	2名
会 計	3名（うち1名は教職員）
広 報	2名

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し総会及び実行委員会を招集する。会長は会計監査委員会を除く、すべての会に出席して、意見をのべることができる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行し庶務を行う。
3. 書記は総会及び実行委員会の議事録を作成する。
4. 会計は総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。定期総会において監査を経た決算報告を行う。
5. 広報は会員への情報提供のために必要な広報活動を行う。

第12条 この会の会計を監査するために、選出された2名の会計監査委員をおく。会計監査委員は、必要に応じ、随時会計の監査にあたり、総会で監査報告を行う。会計監査委員の任期は1年とする。

第7章 役員及び会計監査委員の選出

第13条 この会の役員及び会計監査委員は、立候補及び推せん委員会より推せんされた候補者を書面をもって全会員に公表し、承認を得る。

第14条 役員の仕事は1年とする。但し、同じ役職については再選を妨げないが2年を限度とする。なお、役員であることは通算4年までとする。但し、立候補及び教職員は、この限りではない。

第15条 役員に欠員が生じた場合は、その扱いについて、実行委員会で協議し結果を全会員に報告する。

第8章 推せん委員会

第16条 推せん委員会の仕事は、次のとおりとする。

1. 推せん委員会は、定員数の役員及び会計監査委員候補者を推せんする。また、本人の同意を得て、その氏名を全会員に公表し、承認を得る。

2. 新年度の役員及び会計監査委員の承認は書面で行い、全会員の過半数の同意を必要とする。
3. 役員及び会計監査委員立候補者の届け出を期間を定めて受け付ける。
4. 推せん委員は、役員及び会計監査委員候補者の選出において必要な時には、実行委員会及び常任委員会に協力を求めることができる。
5. 役員及び会計監査委員選出選挙が行われる時には、推せん委員会で選挙管理事務を行う。
6. 推せん委員は、役員になることができない。
7. 推せん委員会の構成等については、細則に定める。

第9章 総会

第17条 総会は全会員で構成され、この会の最高議決機関とする。

1. 定期総会は年度始めに開催し、次の事項について審議決定する。
 - ・前年度の活動報告、決算報告、及び会計監査報告
 - ・新年度の活動計画案、予算案
 - ・その他の必要事項
2. 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または、会員の10分の1以上の要求があったときに開かれる。

第18条 総会は、全会員の3分の1以上の出席(承認者数+不承認者数)を以って成立し、議事は出席者の過半数で決定する。なお、不承認届が提出されない場合、及び期日までに提出されなかった場合はすべて賛成の意思とする。

第19条 総会の議事内容は、開催7日前までに全会員に提示しなければならない。

第10章 実行委員会

第20条 実行委員会は、役員、各常任委員会の正副委員長及び校長、副校長、教務主任によって構成される。

第21条 実行委員会の任務は、次のとおりとする。

1. 各常任委員会によって立案された活動計画を検討し連絡調整をはかる。
2. 総会議案を作成提出する。
3. その他、全会員より委任された事項を処理する。

第22条 実行委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第23条 実行委員会の定足数は、委員現在数の2分の1以上とし、議事は構成員の3分の

2以上で決定する。

第11章 常任委員会及び特別委員会

第24条 この会の目的に沿って活動するために、次の常任委員会を置く。

1. 学年学級委員会

学年学級間相互の連絡調整を計り、各学年に関する活動を行う。

2. 校外生活委員会

子どもの校外生活の安全を守り、地域の教育環境の向上につとめる。

3. ICT委員会

効率的かつスムーズなPTA活動を行うことを目指し、PTAのあらゆる活動のICT化を推進する。但し、次年度に委員会が必要ではないと判断、又は立候補がない場合には、設置しないこともある。

第25条

1. 学年学級委員会の委員は、各学年の保護者の互選により、学級数に2名乗じた数の委員を選出する。

2. 校外生活委員会の委員は、各支部の保護者の互選により選出する。

3. ICT委員会の委員は、全ての会員の互選により、細則3章に定める専門知識を有するPTA会員を2名以上3名以下の数の委員を選出する。

第26条

1. 第24条第1項及び第2項に定める委員会は互選により、委員長1名・副委員長2名以上を選出する。

2. 第24条第3項に定める委員会は互選により、委員長1名を選出する。

第27条 正副委員長及び委員の任期は1年とする。但し、再選は妨げないが2年を限度とする。

第28条

1. 特別委員会は、実行委員会が必要と認めたときに設置できる。

2. 委員の選出及び任期については、その都度定める。

第12章 細則

第29条 この会の運営に関する必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て定めることができる。

第30条 実行委員会において、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第13章 改正

第31条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

附則

この規約は、昭和59年4月1日より施行する。

昭和60年2月15日規約一部改正

昭和63年5月28日規約一部改正

平成3年6月3日規約一部改正 平成4年4月1日より施行する。

平成9年2月19日規約一部改正・施行する。

(第12、13、16、17条、及び細則4条)

平成9年9月10日細則一部改正 平成10年3月3日より施行する。

(第1、4条の2)

平成10年4月17日細則一部改正 (第4条)

平成11年4月26日細則一部改正 (第1条)

平成14年5月10日規約一部改正、同年5月11日より施行する。

(第1、4条の1、6、7、10、12、17、26条)

平成14年5月10日細則制定、同年5月11日より施行する。

(第4章 第6条)

平成18年2月7日細則一部改正 (第4条、1)

平成21年4月1日より改正施行する。

(細則第3章、第5条)

平成22年4月1日より改正施行する。

(細則第1章 第3条、第3章 第5、6条)

平成22年4月24日規約一部改正、同年4月25日より施行する。

(第14条)

平成23年4月1日より改正施行する。

(細則第1章 第1条)

平成27年4月1日より改正施行する。

(細則第3章 第6条、慶弔規定 第1条)

平成27年12月4日細則一部削除

(細則第2章 第4条 第2項を削除)

平成28年5月12日より規約改正施行する。

(第6章 第10条 第11条 第5項を改正)

平成29年10月4日より改正施行する。

(規約第11章、第25条、第1項)

平成 30 年 4 月 1 日より改正施行する。

(細則第 1 章、第 1 条)

令和 2 年 6 月 1 日より改正施行する。

(第 10 章 第 20 条)

令和 3 年 5 月 7 日規約一部改正、同年 5 月 8 日より施行する。

(規約第 5 章 第 6 条、第 11 章 第 25 条 第 2 項)

(細則第 1 章 第 2 条を削除、第 4 章 第 6 条 第 1 項、第 5 章 第 7 条)

令和 4 年 1 月 14 日規約一部改正、同年 1 月 15 日より改正施行する。

(規約第 11 章 第 24 条 第 3 項追加、第 25 条 第 3 項追加、第 26 条 第 1 項一部改正、
第 2 項追加)

(細則第 3 章及び第 4 条追加、第 6 章 第 8 条 一部改正)

令和 4 年 5 月 2 日規約一部改正、同年 5 月 3 日より施行する。

(規約第 9 章 第 18 条)

(細則第 1 章 第 1 条)

細 則

第1章 地区

第1条 この会に子どもの通学単位を基準として、次の地区を設ける。

1. 元大橋
2. 若竹
3. 上郷
4. プリンス

第2条 「こども 110 番の家」の担当者を1名ずつ選出する。

第2章 推せん委員会

第3条 推せん委員会の構成は常任委員選出時に次のとおり行う。

推せん委員会の構成は次のとおりとする。

1. 各学年より学年代表1名を選出する。ただし、1年代表は状況に応じて選出し、学年代表が5～6人になるよう調整する。
2. 実行委員会より代表1名を選出する。ただし、会長を除く。
3. 教職員より2名を選出する。

第3章 ICT委員会

第4条 この委員会の目的に沿って活動するために、次の専門知識を有する会員によって組織することとする。

1. Word/Excel が使用できる。
2. Google フォームを作成することができる。
3. ホームページ作成の知識があると望ましい。
4. 自宅にパソコン/ネット環境が整っている。

第4章 桜井小児童に対する健全育成グループ及び団体

第5条 PTA 活動としての桜井小児童に対する健全育成グループ及び団体の取り扱い

規約第2章の目的を遂げるために組織された、次の各号にいずれにも該当する桜井小児童に対する健全育成グループ及び団体（以下、グループという。）が PTA の組織として活動を希望する場合は、実行委員会の承認を得ることによりこれを認める。

1. グループの代表は PTA 会員であること。

2. 活動は学校と協働・連携した活動であること。
3. 校長を通じ実行委員会に申し出ること。
4. 年度末までに活動報告を行うこと。
5. 会場は学校と調整を十分したうえで学校運営に影響がない範囲とすること。
6. 活動に使用する機材などについては事前に教職員に連絡し使用の許可を得ること。
7. 印刷、コピー、事務用消耗品はグループで負担すること。ただし、学校及び実行委員会の了承を得た場合にはこの限りでない。

第6条 グループに対する助成

次の各号いずれにも該当し助成を希望するグループに対して次のとおり助成を行う。

1. 構成員の過半数が会員であること。
2. グループは最低3名以上の構成員で組織されること。
3. 補助は1グループにつき1年度上限5,000円とする。ただし、PTAの財政状況により減じることができる。
4. 助成を希望するグループは、校長を通じ実行委員会に申し出ることとし、実行委員会の承認を得る事によりこれを認める。
5. 助成を受けたグループは助成を受けた年度末までに活動報告を実行委員会に行うこととする。

第5章 「こども110番の家」事務局

第7条 「こども110番の家」事務局については、次のように定める。

1. PTA会長、副会長、及び校外生活委員より選出された「こども110番の家」係で構成される。
2. 「こども110番の家」登録者名簿・プレートの管理を行う。
3. 関連機関との協力を行う。

第6章 PTAポイント制

第8条「PTAポイント制度」について、次の表のとおり定める。

役職・委員名	令和元年度以降	平成30年度以前
PTA 会長・副会長	次年度以降の役員・委員を免除	
PTA 書記・会計・広報 学年学級委員長・副委員長 校外生活委員長・副委員長 ICT 委員長	※兄弟姉妹の在学が続く限り、 兄弟姉妹にも同免除を適用可	3ポイント 及び 正副委員長の永久免除 (1ポイントを在学中 の兄弟姉妹1人に移 行可)
推せん委員長・副委員長	2ポイント及び正副委員長の免除 ※正副委員長の免除は兄弟姉妹の在学が続く限り、 兄弟姉妹にも同免除を適用可 ※兄弟姉妹へのポイント移行はできない。	
学年学級委員 校外生活委員 推せん委員 ICT 委員	1ポイント (複数回受けても兄弟姉妹には移行できない)	
横浜市 PTA 連絡協議会 事業研修委員 広報委員	2ポイント ※兄弟姉妹の在学が続く限り、兄弟姉妹にも同ポイント 付与可	

慶弔規定

第1条 教職員の結婚には、3,000円を目安とし祝電または、これに代わるものをおくりま
す。

第2条 会員が死亡した時は、10,000円の香料と生花または、これに代わるものをおくり
ます。

第3条 子どもが死亡した時は、10,000円の香料と生花または、これに代わるものをおく
ります。

第4条 教職員の配偶者、実父母及び同居の義父母、子どもが死亡した時は、10,000円の
香料と生花または、これに代わるものをおくります。

第5条 各条に該当しない災害、規定外の祝意または弔慰など、おくる必要性が生じた場
合、役員で協議のうえ対処し、実行委員会に報告し承認を得ます。

第6条 この規定は、実行委員会で決めます。

第7条 この規定は、昭和59年4月1日より施行します。

平成4年4月1日規定一部改正

平成12年7月15日規定一部改正

平成14年5月10日規定一部改正、同年5月11日より施行します。(第3条)

平成18年2月28日規定一部改正(第2条)

平成26年9月12日規定一部改正(第1条)

平成30年10月3日規定一部改正(第4条)

令和元年12月4日規定一部改正(第2条、3条、4条)

令和4年5月 改正

編集・発行：横浜市立桜井小学校 PTA 実行委員会

横浜市立桜井小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 横浜市立桜井小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて、本会規約29条に基づき細則に準じて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、実行委員および推せん委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付。
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成。
- (3) 委員、役員を選出。

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA会長に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

附則

本規則は、平成30年4月25日より施行する。